

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程

平成26年4月1日規程第309号

平成28年3月11日改正

平成30年11月9日改正

令和2年2月14日改正

令和2年6月3日改正

令和3年3月12日改正

令和4年3月4日改正

令和4年3月25日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程第29条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類等)

第2条 特殊勤務手当の種類、支給基準及び金額は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年11月9日)

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月14日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月3日)

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年6月3日から施行する。

2 改正後の地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程の規定は令和2年2月1日から適用する。

附 則 (令和3年3月12日)

この規程は、令和3年3月12日から施行する。

附 則（令和4年3月4日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年3月25日から施行する。
- 2 処遇改善手当は令和4年2月1日から適用する。

別表（第2条関係）

種類	支給基準	金額
医療業務特別勤務手当	診療・研究手当（医師に限る。）	
	1 給料割 月額	診療手当総額を基礎として理事長が定める額
	2 均等割 月額	診療手当総額を基礎として理事長が定める額 診療手当総額とは、1月につき、その月における病院収入調定額に100分の94を乗じて得た額の100分の3以内に相当する額をいう。
	3 文書割 1件	1,000円
	4 研究手当（理事長を兼務する職員のうち、対応する支給基準が無い場合は病院長を適用とする。）	
	病院長 月額	70,000円
	副院長、特任副院長 月額	70,000円
	診療局長 月額	70,000円
	主任部長 月額	60,000円
	部長 月額	60,000円
副部長 月額	50,000円	
医長 月額	50,000円	

医員	月額	40,000円
緊急勤務手当		
医師が緊急医療業務に従事したとき		理事長が定める額
救急外来患者手当		
所定の勤務時間以外に救急外来にて診療したとき		
患者1人あたり		1,500円
宿日直診療手当		
医師が宿日直の診療業務に従事したとき		
勤務1回につき		14,000円以内
夜間看護等手当		
所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）において行われる看護等の業務に従事したとき		
勤務1回につき		(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 8,200円 (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 深夜における勤務時間が4時間以上である場合にあっては4,300円、2時間以上4時間未満の場合にあっては3,900円、2時間未満の場合にあっては3,000円とする。

	資格手当 資格を持つ助産師及び看護師 (給料表の職務の等級が1等級から3等級である職員を除く)  月額	5,000円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症患者の診療等に直接従事する職員 日額	4,000円
	新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の診療等に直接従事する職員 日額	3,000円、陽性と判定された場合は4,000円
	新型コロナウイルス感染症患者のみを入院させるための病棟に勤務する職員 日額	4,000円
	新型コロナウイルス感染症の病原体が付着している、又は付着している疑いのある物の処理に従事する職員 日額	3,000円、陽性と判定された場合は4,000円
	新型コロナウイルス感染症の防疫等作業に関して理事長が必要と認める業務に従事する職員 日額	3,000円
	院内感染及びクラスター防止の取組に従事する職員 理事長が定める時期	理事長が定める額

災害現場出動手当	重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に出動して非常災害対策業務に従事したとき 日額	1,040円
緊急呼出手当	勤務の延長ではなく離院し、指揮命令下に置かれていないときに緊急呼出により出勤し、診療業務等に従事したとき 勤務1回につき	3,000円
処遇改善加算手当	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき実施される補助金又は診療報酬による看護職員等処遇改善の対象となる間において勤務する職員（医師を除く） 月額	理事長が定める額

備考 地方独立行政法人市立吹田市民病院再雇用規程第2条第2号に規定する再雇用短時間勤務職員にこの表を適用する場合における月額で定める特殊勤務手当の額は、この表の規定にかかわらず、この表に定める特殊勤務手当の額に、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の勤務時間等に関する規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。